

機密保持契約書

令和●年●月●日

開示者と受領者は、開示する情報についてその機密を保持することを目的とし、本機密保持契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（機密情報の定義）

本契約において「機密情報」とは、営業情報、顧客情報、会社情報、市場情報、関連データ、製品情報、開発計画、製品データ、技術データ、サンプル、仕様書等を含み、口頭、書面等の伝達手段、開示者が機密と指定したか否かを問わず、開示された全ての情報をいう。

第2条（開示者及び受領者の定義）

本契約において「開示者」とは、当事者の一方へ機密情報を開示する者をいう。

2. 本契約において「受領者」とは、当事者の一方から機密情報を受領する者をいう。

第3条（除外事項）

本契約においては、以下の各号に該当することを受領者が書面をもって証明できる情報は、機密情報として取扱う義務を負わないものとする。

- ① 本契約締結後、開示者が書面により機密情報から除外することに同意した情報
- ② 開示以前に公知であった情報及び開示以降受領者の責めに帰せずして公知となった情報
- ③ 機密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- ④ 機密情報を使用することなく、独自に作成・開発した情報

第4条（機密保持）

受領者は機密情報が開示者の重要な営業上の秘密であり、万が一機密情報が漏洩した場合には、開示者に回復不可能な損害が発生することを認識し、理解したものとする。

2. 受領者は、機密情報について厳にその機密を保持し、第三者に漏洩しないものとする。
3. 受領者が、公務員、弁護士、会計士、税理士等法律上の守秘義務を負うものに対して機密情報を開示する合理的な必要が生じた場合には、開示に先立ちその旨を開示者に報告するものとする。
4. 捜索、差押等法律上の強制力を伴う手段に基づく開示であって、開示に先立つ報告が行えなかった場合には、受領者は開示後直ちに開示者に報告するものとする。
5. 受領者は、第2項の定めにかかわらず、開示目的の達成に必要な範囲において、開示者の承諾なくして、自己の子会社に対して、開示された機密情報を開示することができるものとする。この場合、受領者は、当該子会社に対して、本条と同等の義務を課すものとする。

第5条（利用目的）

受領者は、開示者が機密情報を開示する都度、意図している開示の目的（以下「開示目的」という）のためにのみ開示されていることを認識し、理解したものとする。

2. 受領者は、開示目的を履行するため以外には、機密情報を、加工、利用、複写、複製してはならない。

第6条（外部委託）

受領者は開示者から書面によって明示的に許諾を得た場合以外には、いかなる理由のためであっても、開示目的の履行を第三者に委託してはならない。

2. 受領者は前項による開示者の許諾を得た場合であっても、本契約上の義務を免れることはない。また受領者は書面により、委託先に少なくとも本契約に規定するのと同等以上の義務を負わせなければならない。

第7条 (機密情報の取扱)

受領者は、機密情報について、その安全性を保持するため、少なくとも以下の安全管理措置を実施しなければならない。

- ① 従業者（受領者の業務に従事する役員、派遣社員、パート、アルバイトも含むがこれらに限らない。本契約において以下同じ）の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書を整備運用し、その実施状況を確認すること
 - ② 受領者が業務を行う場所すべてにおける入退館管理、盗難等の防止措置、機密情報を取扱う機器・装置等の物理的な保護を行うこと
 - ③ 機密情報及びそれを取扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視を行うこと
2. 受領者は、開示者が要求した場合には、前項各号の安全管理措置が実施されていることを自ら確認し、開示者に対し書面（開示者が様式を指定した場合にはこれを使用すること）によりその具体的な内容を報告しなければならない。
3. 受領者は機密情報を開示目的の履行のために必要となる最小限の従業者にのみ開示するものとする。
4. 受領者は、開示者が求めたときには、前項の従業者の中から、機密情報の管理責任者を選任し、その氏名を開示者に通知しなければならない。選任後の管理責任者について異動があったときも同様とする。

第8条 (返却及び廃棄)

開示者から要求された場合には、開示者から受領した機密情報に係る提供物（複製がある場合はその複製物を含む）を開示者の指示に従い、速やかに、返却又は廃棄するものとする。但し、本契約の趣旨に則って正当に費消したものと除く。

2. 前項の定めに従い受領者が機密情報の廃棄を実施した場合、受領者は開示者に対し、廃棄証明書を速やかに提出する。

第9条 (監査)

開示者は受領者における機密情報の取り扱い状況を監査することができる。

2. 受領者は前項の監査のために開示者が受領者の事業所への立ち入り、書類の閲覧、書類の写しの交付又は従業者への質問を希望した場合には、合理的な範囲において、これに協力しなければならない。

第10条 (事故報告)

受領者が機密情報を漏洩し又は開示目的を超える若しくは開示目的と異なる目的で機密情報を加工、利用、複写、複製した場合（以下「漏洩等」という）には、直ちに、その旨を開示者に報告しなければならない。

2. 漏洩等が生じた場合、受領者は開示者が要求するすべての事項について直ちに調査を行い、開示者に報告しなければならない。また開示者の指示に従い、漏洩を防止し、開示目的外での利用を停止する措置をとらなければならない。
3. 漏洩等が生じた場合、受領者は、開示者が指定する方法、時期及び内容で、漏洩等にかかる事実を公表しなければならない。

第11条 (損害賠償)

受領者は漏洩等その他本契約のいずれかの条項に違反したことにより開示者に生じた損害を賠償しなければならない。なお、賠償の対象となる損害には、開示者の逸失利益等の間接損害、開示者の信用毀損に

- より発生した損害、開示者における漏洩等への内部的・外部的対応費用、第三者に対して必要となった賠償金も含まれる。
2. 漏洩等を原因とした開示者から第三者への賠償において、開示者と第三者が合理的基準により定めた金額又は開示者が合理的基準に基づき第三者に提示した金額について、受領者は開示者に対し異議を述べないものとする。

第12条（知的財産）

本契約に関連して行われた機密情報の開示は、別途明示的に定められた場合のほかは、開示者から受領者に対する権利の移転、許諾を意味するものではない。

第13条（他の契約との関係）

本契約の締結以前に交わされた開示者と受領者間の書面又は口頭による合意が本契約と矛盾し又は条件が異なる場合には、矛盾、抵触する部分について、本契約の条件が優先するものとする。

第14条（有効期間）

本契約は締結の日（締結の日以前に機密情報が提供されている場合には最初に提供された日）から、開示目的が完全に履行され若しくは履行が不可能になったと開示者が認めた日若しくは本契約の定めに従った機密情報の返却又は廃棄が完全に履行された日のいずれか遅い方の日まで有効とする。

第15条（契約解除）

開示者又は受領者のいずれかが、次の各号の一に該当する場合、相手方は何らの通知催告をすることなく本契約を直ちに解除することができるものとする、また、本条に基づき本契約が解除された場合には、第7条の定めが準用されるものとする。なお、解除権の行使は、第11条に係る損害賠償請求権の行使を妨げない。

- ① 本契約の定めに違反したとき
- ② 自己振出の手形若しくは小切手が不渡となったとき又は支払いを停止したとき
- ③ 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき
- ④ 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申し立てがあったとき
- ⑤ 私的整理その他法廷外での財産整理が開始されたとき
- ⑥ 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- ⑦ その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められるとき

第16条（契約上の地位の移転等の禁止）

開示者及び受領者は、本契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡若しくは移転をしてはならない。

第17条（存続条項）

本契約が終了し又は解除された場合においても、第8条（返却及び廃棄）、第10条（事故報告）、第11条（損害賠償）、第12条（知的財産）、第15条（契約解除）、第17条（存続条項）、第18条（協議）、第19条（準拠法）、第20条（専属的合意管轄）について有効に存続するものとする。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、開示者受領者は誠意をもって協議し、これを解決する。

第19条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第20条（専属的合意管轄）

開示者及び受領者は、本契約から生じた紛争について、_____裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として本証書を2通作成し、当事者双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和___年___月___日

甲

印

乙

印